

| | |
|------------------|---|
| Title | 戦前日本の労働組合：石川島造船所における労資関係をめぐって（二） |
| Sub Title | A study on labor unions after the First World War in Japan : a case study of industrial relations in Ishikawajima Ship-building Co. (2) |
| Author | 小松, 隆二 |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 1967 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.60, No.2 (1967. 2) ,p.179(51)- 220(92) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19670201-0051 |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19670201-0051 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

- (注48) W. G. Friedmann, G. Kalmanoff and R. E. Meagher, *International Financial Aid*, 1966. および原覚天編『経済援助の研究』アジア経済調査研究双書 第二二七集、アジア経済研究所、一九六六年参照。
- (注49) G. Ohlin, *op. cit.*, p. 13.
- (注50) 詳細は、拙稿「比較生産費原理の現代化に関する一考察」『経済学年報』五、一九六一年参照。
- (注51) J. Tinbergen, *Shaping the World Economy*, 1962, Part II, esp. Chap. 5 and 6. (大来佐武郎訳『世界経済の形成』竹内書店、一九六三年、第二部とくに第五章および第六章)
- (注52) 大来佐武郎編『低開発国の貿易と開発』一九六六年、二一三―二一五頁。なお拙稿「低開発国の貿易拡大の諸方策」も参照。
- (注53) M. Friedman, "Foreign Economic Aid: Means and Objectives," *The Yale Review*, Summer, 1958 and Z. Brzezinski, "The Politics of Underdevelopment," *World Politics*, Oct. 1956. などの先駆的なものがある。
- (注54) B. Ward and P. T. Bauer, *Two Views on Aid to Developing Countries*, 1966.
- (注55) G. Ohlin, *op. cit.*, Chap. III.
- (注56) 拙稿「アジア経済研究の二つのころみ」(一)、(二)、(三)、(四)、『世界経済』一九六六年六月号、八月号、十一月号、十二月号、とくに(三)、(四)参照。
- (注57) 喜多村浩「低開発国の貿易および資本必要量と外国援助」大来佐武郎編『低開発国の貿易と開発』参照。
- (注58) 前掲の表を参照せよ。
- (注59) 喜多村浩「前掲論文」一六三―一六四頁。
- (注60) 拙稿「日本の経済協力の意義と理論」を参照していただくとともに、この点については別に論文を発表する予定である。
- (注61) もっとも簡明なテキストは、前掲の「経済協力の現状と問題点」一九六六年である。
- (注62) たとえば援助・貿易・発展を、総合的・体系的にとりあげてみようとするころみや、援助を国際通貨制度との関連においてとらえようとするころみ等である。(拙稿「低開発国の貿易拡大の諸方策」六八―六九頁および UN, *International Monetary Issues and the Developing Countries*, 1965 参照)

(追記) なお本稿の作成にあたり、日本経済研究センターの南北問題研究会のメンバーの研究発表やそれをめぐる論議および日本輸出入銀行の調査部の人々との研究会での論議が大きな刺激と示唆を与えてくれた。また直接的には利用しえなかったが、海外協力基金芦矢調査部長に資料その他の点で種々御教示およびお世話いただいた。合わせてここに記し感謝したい。

戦前日本の労働組合

——石川島造船所における労資関係をめぐって(二)——

小 松 隆 二

序

- 一、石川島造船所の沿革と労働運動の生成
 - 第一節 石川島造船所の沿革
 - 第二節 造船船工労組成立までの所内労働事情——一八八七年―一九二〇年——
- 二、造船船工労組の成立と発展
 - 第一節 造船船工労組——企業別——の成立(以上本誌前号)
 - 第二節 造船船工労組の活動(以下本号)
 - 第三節 関東金属労働組合——産業別——への発展
- 三、自強労働組合の成立と日本主義労働運動の発展
 - 第一節 関東金属労働組合と自強労働組合の併立——産別化の意味するもの——
 - 第二節 自強労働組合の発展と所内労働運動の消滅
- 四、若干の問題——戦前・石川島造船所の労務管理と労働組合をめぐって
おわりに

二、造機船工労組合の成立と発展(承前)

第二節 造機船工労組合の活動

造機船工労組合の結成された一九二一(大正一〇)年当時の石川島造船所の状況は、社史によっても「不況とともに臨時工は多数解雇され、労働不安は社内に広がっていた⁽¹⁾」という実情であった。この年の造船業一般の争議状況については前述したところであるが、石川島でも工労組合の創立直後の一〇月八日、公平な賃金引上げや共済組合活動への批判から、本社工場の職工はストライキに突入した。ついで二三日、深川分工場にも波及し、同様にストライキに突入した。

この争議は、「謎の争議」といわれた一九二〇年の芝浦製作所の争議と共に、もう一つの謎の争議⁽²⁾ともいわれるものであるが、石川島労資の歴史にとっても最大の争議であったといえる。その原因にも根深いものがあり、労資関係の近代化、殊に職工の処遇基準の客観化への要求抗争といえる側面もあった。

先ず、労資の醸出によって一九一九年に始められた共済組合について、役員を選出法や運営に対し職工の意見が反映されえず、しかも資金の不正使用などが取沙汰されていたことへの不満が発端となり、同時に一九一九年末以来久々に九月一日に発表された昇給案が不公平であるということが加わって、一〇月に入る頃、所内には不穏の空気が充満していた。工労組合では、一〇月六日、交渉委員を選出し、平均一割の増給案を提出して会社側との交渉に入ったが、要領をえぬまま、八日には交渉が不調に終り、午後から総怠業に入った。ついで一〇日には各工場の要求をまとめ、正式に文書をもって「増給の件——一般に本人の時間給四銭の増給をすること——」、「暴利制限公平分配の件」、「解雇、退職、疾病、老衰退職手当の

件」の三項と、希望条件として「衛生設備を改善すること」を会社側に申し入れた⁽³⁾。これに対し、会社側は二三日にいたって回答を示したが、善処するというのみで要求を全く拒絶し、同時に翌一四日より本社工場と深川分工場のロックアウトを通告した。

組合側は、争議団代表として弁護士布施辰治をたてたり、各労働団体の支援や行商隊のくりだしを行ったりもするが、争議が長びくにつれ、会社側による争議団幹部の買収工作、神野信一等頭目によるスパイを使つての切崩し工作、外部の応援団体(正進会、信友会、交通労働組合、時計工組合、啓明会、海軍工廠、砲兵工廠等)への官憲の妨害、幹部五五名への解雇通知(二〇月三〇日)、さらには工場内外を大量の警官が包囲して圧迫するなど、⁽⁴⁾会社の攻勢も激しくなっていた。やがて、神野、前川等の頭目が二、三百人の職工を抱きこんでスト破りに成功し、⁽⁵⁾また大迫陸軍大将の調停もあって、争議団代表布施と福井庶務課長の次のような妥協案で争議を終結した。

- 一、増給の件 会社で定められたるもの——時給一銭七厘より二銭三厘範圍にて昇給すること(十一月より実施)
- 一、解雇手当の件 勤続一カ年未満の者日給五分支給すること
- 勤続二カ年未満の者日給一〇日分支給すること
- 勤続三カ年未満の者日給一五日分支給すること
- 勤続四カ年未満の者日給二五日分支給すること
- 勤続四カ年以上一カ年を増す毎に各一〇日分を増すこと
- 右に各日給一四日分加算(以上会社で定めたるもの)、以上の外に金七千円を解雇された五五名に支給すること(日給八二分)
- 一、金一〇円以上を一般職工に貸与すること
- 一、今回の争議に就て既に解雇せられたる五五名の外に解雇者を出さぬこと。⁽⁶⁾

この争議では、争議団幹部の度重なる検束、応援労働組合員の検束、警察の弾圧的介入等が強行されたため、神戸川崎・三菱両造船所の争議を契機に結成されてまもない自由法曹団もたち上り、人権蹂躪を抗議する決議文を警視庁および検事総

長に送るほどであった。⁽⁷⁾しかし、このような資本および官憲の強圧的姿勢は石川島に限られたわけではなく、景気後退による不安の時代を反映して、多くの争議「殊に日鉄、園池、ナツポルト時計会社、大阪大電、藤永田、石川島等の争議に於て随処格闘を演じ流血を見るに到った」⁽⁸⁾のであり、同時に「労働争議に際し、社会主義者無政府主義者等の混入に対し官憲が極力之を阻止する方針に出でたるは始終一貫して居た様である。足尾に於て、大阪神戸の争議に於て、又石川島の争議に於てその検束追放を見た事に依つても之を推し得るであらう」という実情であった。⁽⁹⁾

このような激突の末、一月一日、惨敗を認めた組合側は本社工場で警官包囲のもとに被解雇者を先頭に行進・入場し、作業につぐが、その後しばらくは「誰一人働く者はない、機械は空運転⁽¹⁰⁾」という怠業状態が続き、平素の状態に復すにはなおしばらくの期間を経過せねばならなかった。しかし、創立まもない工労組合の受けた打撃も大きく、理事長高山治郎市はじめ、斉藤忠利、沢田清、松岡祐次、山田文夫等活動家をふくむ五五名の被解雇者をだし、しかも前述のごとく要求はほとんどいれられるところとならなかったのである。

これら第一回被解雇者はただちに工労組合を去らず、本部直属の中央支部を組織して一二月に発会式を挙げるが、その後の争議で解雇された職工をもそこに包含して、組織の中心になってゆくことになる。⁽¹¹⁾すでに創立直後の八月に月島機械株式会社(黒板製作所)製罐部に支部が結成されてはいたが、⁽¹²⁾ここにおいて一企業内の職工による縦断的組織から横断的方向への姿勢を一層明白にするわけである。

ところで、この年の一月、ワシントンで軍縮会議が開催されたが、翌一九二二年に入ると、ワシントン条約が成立する運びとなった。

当然のことながら、経済界の不況に加えて、この条約による海軍の軍備縮小の実施は造船会社へ甚大な影響を与えることになった。軍縮に対応して、政府は海軍軍備制限補償債を発行し、企業への補償をはかるが、拡張された生産設備の整理をしつこくすにはいたらず、企業縮小、解雇の嵐が造船業界を襲うことになる。まもなく、三菱長崎造船所の三七〇名余の大量解雇(二―三月)、浅野造船所の一六〇〇名余の解雇(一月)、陸海軍および官営工場職工の大量解雇(二月)等を招来するが、横浜船渠会社(二月)や石川島(五月)を襲った争議も、その一端の因は軍縮に関連していた。

五月一日、石川島造船所では、⁽¹³⁾「頭目と裏切職工三百余名と組合との暗闘は絶え」ず、怠業状態もおさまらぬ形勢が続いていたが、この争議の直接の原因となったものは工労組合への会社の圧迫、⁽¹⁴⁾「昨年争議以来の一部職工への差別待遇や職制への不満(神野頭目と笠原伍長の解雇を要求)、昨年の争議犠牲者の復帰、さらに不況と軍縮による解雇への危惧等であった。争議は職工大会による要求決議に始まり、会社の拒絶、ついでこの争議の中心であった武田伊三郎(造船部鉄工現場伍長)ら組合幹部の解雇、それに対しストライキによる抵抗、最後は組合内部の動揺から争議の終結(一九日)」という、戦前の争議によくみられた道筋を歩んで解決をみた。しかし、労働組合同盟会の積極的な支援や職工二八〇〇名の参加があったにもかかわらず、不況による守勢的情勢に前記武田ほか組合幹部一五名の犠牲者までだし、惨敗という形で終結せざるをえなかったのである。⁽¹⁵⁾

その後、六月に入つて、機械工場の一部をなす補機工場の閉鎖問題をめぐつてまたも争議状態に入ったが、争議が二度も続いた後でもあり、怠業とその結果佐々木儀四郎ほか九名の解雇が行われたのみで、大事にいたらずに終っている。しかし、この年の不況は下半期にいたつて石川島に若松分工場を閉鎖させるにいたるのである。

石川島に限らず、この年の争議は、現実生活の困窮や労働不安に対する防衛的闘争に終始したとはいへ、不況の中でも組合をまもるといふ姿勢も貫かれていた。加えて、石川島でもそうであったし、他に大阪鉄工所(現在の日立造船会社)等でも、職長に対する不満や職長の公選ということが要求にくり入れられてきたことも注目に価する。しかしながら、大部分の

争議が労働者の惨敗に終ったこともみのがしえない。横浜造船工組合(横浜船渠会社)や大阪造船労働組合(大阪鉄工所)のように、争議によって組合が甚大な打撃を受け、崩壊の危機に瀕したのも少くなかったのである。

これを前後する時期の工労組合の活動をみると、争議を積極的に闘ったほか、内部体制を固めだすにつれて、メーデーへの参加や横浜船渠をはじめとする外部の争議にも支援活動をするなど、活動の枠を拡大する動きがみられだしていた。その頃、同一業種や全産業による労働組合の連合の動きが抬頭していたが、工労組合も当時の趨勢として鉄工・機械工による連合や全産業にわたる全国総連合運動にもまきこまれざるをえなくなつてゆく。

都下の機械工場所属の労働団体による連合の動きをみると、すでに一九二〇年に東京鉄工組合の主催で鉄工の全国的合同のための懇親会が開催されたりしていたが、⁽¹⁶⁾「機械連合」への胎動がみられだしたのは一九二一年一二月頃からであり、翌一九二二年に入ると、一一団体の参加によって「機械鉄工連合会(仮)」の結成がほぼ固まりかけた。⁽¹⁷⁾

工労組合は、全国総連合をめざす組合代表者協議会には高山治郎市を送る一方、この鉄工の連合には起草委員として斉藤忠利を送つて、「連合会会則案」の作成等にも協力していた。しかし、六月、「機械労働組合連合会」(略称・機械連合)として正式に発足する際には、それまで協力していた工労組合も、芝浦労働組合も、「合同に非ざる連合会は戦闘的組織としての価値少し」⁽¹⁸⁾とする総同盟系の不参加とは別の理由で不参加の態度をとつた。工労組合の場合、機械連合の創立時には丁度争議中であつたので、将来の加盟を約して不参加の態度をとつたのだが、⁽¹⁹⁾その後、機械連合と総同盟系の対立が表面化するに及んで、不即不離の立場を維持し続けることになつたのである。これに対し、芝浦労働組合の場合はその後も加盟こそしなかつたが、機械連合と接触を深め、その集会にも出席したりしていた。いずれにしても、機械関係の大手二組合が加入しない連合では、その比重が少からず軽くなつたことは否めないであろう。

しかしながら、工労組合が中立的立場を保持したとはいへ、創立以来どちらかといえば反総同盟系の立場に近く、争議の

際なども機械連合の応援をえることが多かつた。例えば、「鉄鞭」創刊号をみても——二号以下は反普選以外、色彩が不鮮明になつてゆくが——、いくつかの主張は明らかに自由連合系の立場に近く、指導者の排斥(T.T生「指導者」、議会制度への不信(木下生「政府の無定見を戒む」、あるいは指導者に依らぬ自主性の強調(崇芳「我等は自主的に進め」)等が目につく。しかも、工労組合創立以前に成立していた労働組合同盟会において、総同盟系と自由連合系が対立しだし、前者が一九二二年六月脱退するが、それと入れかわりに時計工組合、純労働者組合、ついで工労組合も加盟するにいたつてゐる。これらのことは、工労組合が少くとも総同盟とは一歩距離をおいてゐたことを推察せしめるものである。さらに、一九二二年九月三日、大阪で開かれた全国総連合大会には、工労組合も参加して(坪井専治郎ほか)、機械連合、芝浦労働組合、信友会、正進会等と共に自由連合の立場を擁護してゐることや、総連合大会決裂後、反総同盟・自由連合系は「労働組合総連合不成立と我等の態度」⁽²⁰⁾および「全国の労働者諸君に告ぐ」という声明を出して総同盟の姿勢を強く非難するが、工労組合もその一員として署名していることから当時の立場をうかがうことができる。

しかし、ロシア革命の成功とその詳報が次第に伝えられるようになると、「労農ロシア承認問題」が社会運動・労働運動において重要な課題となりだし、同時にマルクスズムも普及しましたが、その頃、工労組合にも思想的立場の転換の兆がみえはじめる。

例えば、一九二三年五月のメーデーに先立って、都下各労働団体による茶話会が芝浦労働組合の主催で開かれるが、それを機に都下全労働協議会が結成されてメーデーの運営方法などが協議された。この委員会で、スローガンの選定にあたり、「労農ロシア承認」「植民地の解放」という項目と、「組合運動の促進」という項目をめぐつて対立が生じるが、この時、工労組合は前者を主張し、自由連合系と対立的立場にたつてゐるのが注目される。⁽²¹⁾このような傾向は、当時すでに「マルキスト斉藤」⁽²²⁾といわれた斉藤忠利や「マルクス学の理論家としての沢田(清)」⁽²³⁾の存在に影響されるところ大であつたと考えら

れるが、ともかく自由連合系との間に若干の距離がおかれたことを示すものである。

しかしながら、工労組合が当時風靡した議会非認などサンジカリズム的立場を完全に離れ、明らかに総同盟に接近してゆくのは、大震災による被害をのりこえて一九二四年にいたり、各組合による方向転換が時の趨勢となりだしてからと考えられる。それまでは反総同盟系に近接しながらも、思想的運動の渦中に陥らぬようにアナ・ボル論争といわれた対立にも積極的に参加せず、労働組合中心の独自の方向をすすんでいたといつてよいであろう。⁽²⁴⁾

同時に、すでに横断的組織にふみだしていた土台とあわせて、この過程で工労組合の担い手が次第に職長層から若手活動家に移り、やがて彼らが中心になって評議会の下で関東金属労働組合という産業別組織の支部に編成がえしてゆく方向がうちだされつつあったことも看過されてはならないことである。かつては労働組合運動をすすめる上で、平職工では統率が難しくなるといわれるが、この頃、若手活動家が輩出して運動の先頭にたちえたということは、職長制度の意味合いも徐々に変化しつつあったことを示しているものといつてよいであろう。これまで労働運動に対し、一つの鍵をにぎっていた職長層の役割に変化がみられたということ、以後の運動にも何がしかの変化を予測せしめるものであり、当時、運動自体も一つの岐路にたたされたといえよう。

- (1) 『石川島重工業株式会社一〇八年史』、三七三頁。
- (2) 『編輯便り』、『鉄鞭』一卷三号(一九二二年二月)、二四頁。
- (3) 斎藤忠利「石川島造船所争議顛末報告」、『鉄鞭』二巻一号。なお一九二二年の争議の経過についてはこの斎藤稿(二巻一―二号に連載)に詳しい。
- (4) 「石川島造船争議に関する自由法曹団の決議文」、『法律新聞』一九〇七号(一九二二年一月一八日)、および斎藤前掲論文。
- (5) 神野信一前掲「講演集」、一七七一―一八三頁、および斎藤前掲論文。
- (6) 斎藤忠利「石川島争議顛末(統)」、『鉄鞭』二巻二号、八―九頁。
- (7) 前掲「石川島造船争議に関する自由法曹団の決議文」、および『自由法曹団物語』(一九六六年、労働旬報社)、三八七―三八八頁。

- (8) 『日本労働年鑑』、一九二二年版、三〇頁。
- (9) 前掲書、三一頁。
- (10) 斎藤忠利前掲「石川島争議顛末(統)」、九頁。
- (11) 斎藤忠利「工労組合の歴史」、『工労』一卷三号(一九二五年一月)、三頁。
- (12) 『鉄鞭』一卷二号。
- (13) 斎藤忠利前掲「石川島争議顛末(統)」、九頁。
- (14) 『日本労働年鑑』、一九二三年版、四〇―四二頁。
- (15) 斎藤忠利前掲「工労組合の歴史」。
- (16) 『全国労働団体の現状』(一九二四年、中外社会通信社)、七四―七五頁。
- (17) 天風生「我が国労働運動の進化」、『工人界』三巻二号(一九二三年四月)、および近藤憲二「全鉄工の合同運動」、『労働運動』三次三号(一九二二年三月)。
- (18) 前掲『全国労働団体の現状』、七七頁。
- (19) 前掲書、一九六頁。
- (20) 『機械連合』一卷五号(一九二二年一月)、および『労働運動』三次九号(一九二二年一月)。
- (21) 『組合運動』三号(一九二三年四月)、三頁。
- (22)(23) 杉浦啓一前掲「造船船工労組合」、九頁。斎藤と沢田は専修大学経済政治科に聴講生として通ったり、杉浦啓一、平貞蔵等の誘いで前衛社による研究会にも出席して山川均らの影響も受けていた。
- (24) 前掲『全国労働団体の現状』、一九六頁。
- (25) 『労働運動史研究』三三三号、二五頁、三四号、三三三頁、その他を参照。

第三節 関東金属労働組合——産業別——への発展

一九二三年に入っても、経済界の不振は依然続くが、行政整理や軍備縮小も加わって、ますます労働不安はつのつていた。このような背景のもとで、造船船工労組合も「一時は二千六百余名の組合員を有する大組合であったが、引続き二回の

大争議と不景気に依る事業縮小の結果は以前の如き大組合となることは出来ない⁽¹⁾状態に陥らざるをえなかったのも当然のなりゆきではあった。

しかし、組合員は減少していたものの、争議のたびに解雇された職工によって結成されていた中央支部（鈴木鉄工所）の活動で、被解雇者が職をえていた雨宮鉄工所と藤田鉄工所に深川第一、深川第二両支部の定着をすすめたほか、尾久支部（荒川製作所）、鶴見支部（浅野造船所）も具体化し、また石川島被解雇職工とは別個に、前述した月島機械や東京製綱会社に支部が結成されるようになっていた。⁽²⁾このような事態は、工労組合がすでに石川島の職工による単一組合の枠をぬけだし、鉄工機械工中心の横断組合へ明白にふみだしたことを示すものといつてよいであろう。しかも、度重なる争議による試練は工労組合を急速に進歩的にしていたし、すでに大震災前に、「千三四百名の組合員」ながら「非常に闘争的な組合となった⁽³⁾」と評価されるようになっていたこともみのがしえない。

だが、工労組合が横断組合に一步ふみだしたとはいえ、この時点では所外支部といつても旧石川島職工が主で、組合員も各支部とも一五名から三〇名位の少数であり、依然として石川島中心の組合といつてもさしつかえなかった。それ故にこそ、単独組合としては芝浦労働組合と共に最大のものという見方もされていたのであり、関東地方における地歩も揺ぎないものになっていたのである。例えば、この年の芝公園における東京のメーデーでは、司会が芝浦労働組合の半田利助、決議文朗読が工労組合の高山治郎市の担当であったし、上野までの示威行進でも両組合が先頭にたち、中心勢力であったことが報じられているほどである。⁽⁵⁾

ところが、九月一日、突然大震災が関東一円を襲った。それによって、石川島造船所でも、本社と深川分工場の大部分が烏有に帰し、一時休業のやむなきにいたった。被害額は約五九三万円にも上ったといわれ、一〇月中旬にいたつて部分的に作業を開始するにいたるが、各工場の復旧が一段落し、作業が全く震災前に復するのは翌一九二四年五月のことである。

震災前まで、石川島には職工約二七〇〇人、職員約四二〇一三〇人いたのが、震災によって職工約二〇〇〇人、職員約三〇〇人に減じたといわれるが、⁽⁶⁾震災後、一時全職工を解雇し、その際解雇手当を支給していたこと、⁽⁷⁾本社・分工場とも現実に大被害をこうむったこと、また組合自体も一時的に活動不能に陥っていたことなどによって、この整理は予想以上にスムーズにすすむことになった。

一方、当時の工労組合の状態をみると、「大震災と共に全く組合員消息は絶無となった。全く組合の存続も危ぶまれた⁽⁸⁾」という窮状にあった。しかし、この混乱期に、高山治郎市等幹部は独力で罹災者救済と失業救済をめざして職業紹介事業を起して組合の存続に努めており、⁽⁹⁾従来の労働組合中心の活動とも関連して、このような地道な活動は看過されてはならないことである。そうこうして震災の被害をぬけだし、組合が再び活動を開始しだす頃、普通選挙制の実施、国際労働会議の代表選出での政府の譲歩、イギリス労働党内閣の成立等に示される内外の情勢変化によって、日本の労働組合運動に一つの大きな転機が訪れていた。

一九二一年を頂点に盛り上ったサンジカリズムの風潮の圧力で、総同盟さえ、ゼネストの承認、普通選挙運動方針の削除、国際労働会議否認という態度をとるほどであったのが、震災直後の一〇月、総同盟は協議の結果、議会主義を積極的に採用することになり、ついで翌一九二四年一月には政治部を設置して恒常的に議会問題にとりくむにいたり、大きく方向を転換することになった。さらに、従来自由連合系に接近していた機械連合も、一九二四年三月、臨時大会で「純白紙主義」を表明し、そのこと自体ただちに反自由連合系の立場にたつことを意味するものではなかったが、社会政策的立法促進、国際労働会議利用などに傾くことになる。このような影響が工労組合にも波及せざるをえず、震災後のいわゆる「亀戸事件」の真相究明運動に加わっていったことも手伝って、次第に自由連合系との離反を強めることになった。このことは、やがて発刊される機関紙『工労』の誌面にも反映されてゆくが、⁽¹⁰⁾徳田球一や野坂鉄等との接触をも深めさせてゆくことになる。

この一九二四年に、八月二九日の大会準備委員会をへたのち、九月二一日、工労組合は月島築島会館において第三周年大会を挙行した。この大会では、議会主義については特に明確な態度を示さず、無産政党には個人として加入すること、という決議をなしたにとどまったが、採択された綱領に示されるごとく、創立時にくらべて、一層戦闘的になり、階級的視点を鮮明にしたことが注目される。その時の綱領は次のごとくである。⁽¹¹⁾

△我等は相互扶助の精神に基き組織的なる団結を以て経済的福利の増進並に知識の啓発を期す。

△我等は勇敢なる行動を以て資本家階級の暴虐なる圧迫に対し、徹底的に抗争せんことを期す。

△我等労働階級は、労資の協調せざるを認むるが故に、一致協力して不合理なる社会を排斥し、相愛的平等なる新社会の建設を期す。

ほかに、二重賃金制度および中間搾取制度の撤廃、完全なる労働組合法の制定、組合運動犠牲者の救済等を議決しているが、同時にこれまで中絶していた機関紙の再刊（「工労」）、教育部の充実、さらには組合費を従来の二〇銭から三〇銭に値上げすること等によって組合活動の充実発展をはからんとした。それと共に、この大会を機に創立以来理事長の地位にあった高山治郎市が静養のため辞任し、若い層を代表して齋藤忠利がこれをつぐことになった。

しかしながら、このような戦闘化とは反対に、この頃会社の労務対策も実効をあらわしつつあり、震災前後からすでに弱体化の徴候があらわれだしていた工労組合は、震災の影響もあって、組合員に関しては震災前の約一二五〇―一四〇〇名といわれたものから約一一〇〇名⁽¹²⁾へと減少傾向にあったことも否定しえなかつた。だが、組織形態としては、震災前にふみだされていた横断化への方向が依然維持されていたことも忘れてはならぬことである。すでに震災前に結成されていた支部のいくつかは突然の災難により消滅していたが、⁽¹³⁾震災前から維持されていた月島、尾久、鶴見各支部に加えて、新たに三村支部（一九二四年一〇月一八日創立）が中央支部の活動によって結成されていた。これは当時の「内外の情勢の下で職業別的単独縦断組合……（が）……無力である」という認識に対する「無意識的な反映⁽¹⁴⁾」といえたが、このような方向がやがて自らを

産業別組織の一支部に解消せしめる道に通じることは後にみるところである。

話が前後するが、これより少し前の七月（一二日）、自動車部では時間短縮を要求して争議に突入する事態が発生していた。⁽¹⁵⁾そして、工労組合の指導で二三七名が争議に参加し、わずか二日で要求は認められている。この自動車工場は、一九二〇年、イギリスのウーズレー自動車会社から製造販売権を購入したのち、深川分工場で生産を開始していたもので、震災後、本社事務所跡に新築移転し、陸軍軍用保護自動車の資格もえて生産を拡充していた矢先にこの争議にみまわれたものであった。なお、この自動車工場は、一九二六年に再び大争議の舞台となったのち、一九二九年五月、石川島造船所より分離されて石川島自動車製作所（現在のいすず自動車株式会社）となるにいたる。

ところで、一九二四年、二五年と、経済界は震災後の復興事業の展開による相対的安定の時期を迎えていた。しかし、不況を理由にした事業縮小から組合員を減首する例も多く、争議は依然として受動的消極的なものが多かった。ただ、一九二五年に入ると、賃金増額や減額反対、解雇手当の制定、最賃制の確立等を要求する争議のほかに、請負制度の撤廃、賃金二重制度の撤廃、あるいは臨時雇用制度反対の要求もめだちたことが注目される。

このような背景のもとで、工労組合は次第に活動の枠を外部に拡大し、従来の単独組合の行き方をぬけだして、産業別や全国的連合運動に意欲を示しだしていた。事実、すでに工労組合は組織的には単一企業の枠をこえており、さらに「他組合との意識的協同と親密なる友誼的交際」にもふみだして、「労働者の産業別全国的合同組合のみが、唯一の労働階級の本域である⁽¹⁶⁾」という認識にもたっていたのである。例えば、このような方向とは反対に、この頃すでに総同盟内部では共産党系の抬頭により左右両派の対立が表面化しつつあったので、工労組合は、自らが地盤とする関東地方に関東労働同盟会と関東地方評議会という二つの連合体が存することを憂い、「産業別合同主義及び……全国的産業別組合の中央集権的促進」の

根本精神に基⁽¹⁷⁾つて、合同の仲介をとるといふ姿勢から、単独組合の伝統をすてて総同盟に加盟することになった。同時に総同盟一九二五年度大会には、中央委員会が極力合同に努力するという意向を示したのでちに撤回はするものの、両団体合同促進に関する建議案を提出して合同への意欲と姿勢を示しさせた。

しかし、一方で産業別あるいは全国的連合体制への志向をもちながら、他方で思想や運動方針の相違による分断傾向というジレンマの中で、両団体の対立はすでにかんともしがたく、三月二七日、中央委員会で関東地方評議会の解散およびその機関紙『労働新聞』の発行停止を決定するに及んで、翌二八日、左派は刷新運動にのりだすことを宣し、四月に入って革新同盟を組織するにいたった。

当初、工労組合は中立的立場を保持したものの、やがて「総同盟の幹部は、本組合に対する契約を一蹴し本組合の誠意を無視し、本組合の面目を蹂躪して、最終日の大会席上、重要緊急なる議事を抛擲して、代議員二、三の強硬分子除名の陰謀に耽り、以て今日の紛争擾乱の禍因を醸成した⁽¹⁸⁾」という判断から、刷新運動にくみする態度を決定し、関東地方評議会との間で四月および五月に二度にわたって正式に合同を協議したすえ、ついに五月一〇日、革新同盟への参加を表明した。そして、総同盟幹部に対し、「政策の絶無」「主張の右傾」「態度の専横」「日和見主義⁽¹⁹⁾」にたつものとして、鋭い攻撃も加えだした。ついで五月一六日、総同盟中央委員会が革新同盟に所属する二五組合を除名するや、被除名組合は五月二四日(一七七日)、神戸で全国大会を開催し、ここに同盟を解体して「日本労働組合評議会」を創立するにいたる。工労組合も、五月一六日、組合本部で中央委員会を開いて、神戸における大会には代議員一〇名を派遣することを決定し、ついで評議会成立後は関東地方評議会(六月一三日成立)に所属することになった。

この工労組合の評議会への参加は、労働組合の勢力分布ということを考えると、大きな意味をもったと考えてよいであろう。なぜならば、当時、金属・機械関係の労働組合の大手はほとんど単独組合で、総同盟に属するものは少かった。そこ

へ、工労組合が評議会に加入するということは、他の金属関係の組合をも評議会に加入させるきっかけを与え、金属産業は総同盟より評議会の方が多⁽²⁰⁾いという印象づけをする役割もはたしたといえるからである。

しかしながら、この総同盟第一次分裂といわれる評議会の離脱にもかかわらず、当時、労働組合の戦線統一は一つの潮流であったこともみのがしえない。評議会創立前の三月六日、立場の異なる総同盟、官業総同盟、機械連合、印刷工連合等による「関東労働組合会議」の結成もそのあらわれともいえるし、工労組合が総同盟に加盟するにあたって対立二派の斡旋を企てたのもそのあらわれにはかならなかった。

従って、評議会も創立当初から組合の整理・合同を大きな目標にしており、先ず第一に産業別組織化をすすめ、その上にあつて全国的連合を築くという方針をうちだしていた。生活不安、資本による組合切崩しの進行、治安維持法をはじめとする弾圧の強化等に対して、その頃の労働組合は実質のともなわぬ弱小のものが多く、特に大正末頃には労働運動の比重が中小企業に従事する職工に移っていたこと⁽²¹⁾もあつて、組合の整理・合同は重要な課題となっていた。これは、組織形態に関してのみでなく、スト基金やスト権の中央での掌握といった形でもみられたのであつて、中央集権的方向が一つの潮流ともいえる傾向がみられたしていたことを示すものである。

このような要請のもとに、次章で説明するごとく、評議会傘下の鉄工Ⅱ金属工による産業別合同への第一歩がしるされるが、先ず工労組合、関東鉄工組合、時計工組合によって「関東金属工協議委員会」が設置され、そこで協議の結果、「関東金属労働組合」の創立をみるにいたる。さらにこれが「金属産業全国協議会」へと発展してゆくが、この過程で、合理化攻勢の開始を背景に石川島はじめ、いくつかの争議を経験して、関東金属労組は評議会傘下でも最も戦闘的な組合の一つとなり、多くの活動家や理論家をうみだしてゆくのである。

このように、工労組合が戦闘化してゆくのに対応する形で、震災後、会社側の組合運動に対する施策も着実に進行してい

た。会社の意を体した神野信一等による「乃木講社」、ついで「自彊労働組合」の結成がそれであり、同時に会社側はその他の社内諸機関も動員して次第に職工を骨抜きにしてゆき、工労組合、それに続く関東金属労組石川島分会に侵蝕を加えていった。そして、一九二六年の争議、不況と合理化の進行、さらには一九二八年三月一五日より翌二九年四月一六日の共産党系に対する弾圧を経過した後、石川島造船所は自彊労働組合一色にぬりつぶされてゆくことになるのである。

- (1) 杉浦啓一前掲「造船船工労組合」、九頁。
- (2) 斎藤忠利前掲「工労組合の歴史」、同氏よりの聴取、さらに杉浦啓一前掲論文も参照。
- (3) 杉浦啓一前掲「造船船工労組合」。ほかに『鉄鞭』三号(一九二一年二月)の「本部便り」や二号以下の巻頭言を参照。
- (4) 震災前に存した各支部の創立年月および組合員数は次のごとくである。

| 支部名 | 設立年月 | 組合員数 |
|-------------|---------|------|
| 月島機械会社製罐部 | 一九二一年八月 | 20 |
| 中央支部 | 一九二一年二月 | 20 |
| 東京製網工場 | 一九二二年五月 | 15 |
| 雨宮鉄工所(深川第一) | 一九二二年五月 | 20 |
| 藤田鉄工所(深川第二) | 一九二三年七月 | 15 |
| 鶴見支部 | 一九二三年七月 | 30 |
| 尾久支部 | 一九二三年七月 | 30 |

ほかに新佃(吉永木工所)や越中島支部などの結成を企図したが、震災のため実現されなかった。

- (5) 「年と共にその威力を加えつつあるリーダー」『労働組合』一卷一号(一九二三年六月)。
- (6) 『東京石川島造船所五十年史』、二七二頁。
- (7) 前掲書、二七一頁。
- (8) 斎藤忠利前掲「工労組合の歴史」。
- (9) 前掲『全国労働団体の現状』、一九七頁、斎藤忠利前掲論文、および『社会思想』二巻九号(一九二三年一月)、一六頁。
- (10) 例えば『工労』一卷三号(一九二五年一月)では、第一面に故レーニン夫妻と甥の写真を掲げたり、またサンジカリズムの主張に

かわって戦闘力の集中を主張する論文などもめだつてゆく。

- (11) 『労働年鑑』(一九二五年、総同盟出版部)、一九二五年版、四六頁。
- (12) 『日本労働年鑑』、一九二三年および一九二四年版。
- (13) 斎藤忠利前掲「工労組合の歴史」。
- (14) 「戦闘力を集中せよ——組合の産業別大合同を促進」『工労』一卷三号、一頁。
- (15) 前掲『労働年鑑』、一〇七頁。
- (16) 前掲「戦闘力を集中せよ——組合の産業別大合同を促進」、一頁。
- (17) 前掲『石川島造船所工場分会資料』、一六頁。
- (18)(19) 前掲書、一八頁。
- (20) 前掲「座談会」総同盟の第一次分裂をめぐって、四七頁。
- (21) 「金属労働組合協議会創立に関するテーゼ」『労働新聞(金属版)』一〇号(一九二五年一月)、一頁。

三、自彊労働組合の成立と日本主義労働運動の発展

第一節 関東金属労働組合と自彊労働組合の併立——産別化の意味するもの——

総同盟から評議会が分離する頃、大震災後の復興事業の活気によって一時的な安定が到来したものの、治安維持法の施行、合理化攻勢の開始により、経済界、労働界には依然暗雲が漂っていた。

このような情勢のもとで、組合運動が分裂に遭遇することは決して望ましいことではなかったが、評議会自身そのことを

熟知していた。従って、一方で分裂の当事者となりながら、他方で統一・合同への志向もめぐらしていたのである。そのこととは『労働新聞』創刊号の次の記事からもうかがえよう。

「……如何なる場合に於ても『分裂してはならぬ』と云ふ原則に立つ労働組合が、その原因の如何に拘らず、遂に分裂を敢てした事は、我等の運動に大なる損失を招いたものと言わねばならぬ。……」

故に我等には、此の太い一線を画した歴史的事件の当事者として責任の有無は問題外に、一個の義務が課せられて居る事を忘れてはならない。

それは此機会に我等が年来の主張である、労働組合の全国的総連合並に、その総連合の基礎を産業別体系に整備すべく、積極的に努力する事である⁽¹⁾。

評議会の組合の整理と産業別合同方針は、その創立大会においてすでに決議、確認されていたが、以後率先して傘下の組合の地方別および産業別への整理・合同に着手する一方、傘下外の労働組合にもこれをよびかけることになった。

このような主張の先兵として出発したが、すでに前章で若干ふれた関東地方における鉄工Ⅱ金属工の合同であった。一九二五年六月七日、関東鉄工組合が大会で金属産業に属する組合の合同促進を可決したのを最初に、六月中に造船船工労働組合、時計工組合も合同への足並をそろえた。六月二一日、この三組合は委員を選出して会合をもち、合同を前提に名称、組織、役員等について協議するが、この後さらに細目を検討し、合同にむかつて前進していった。工労働組合では、七月四日の代議員会で最終的に三団体の合同を可決するが、三団体による協議もさらに七月五日、一八日とすすめられて、八月二二日、ついに「関東地方に於ける金属産業七〇余工場に亘る三千八百の金属労働者⁽²⁾」の合同を成就するにいたる。

この「関東金属労働組合」の創立大会は、関東地方評議会本部楼上において三組合の代表者五〇名の参加をえて舉行された。議長は石川島造船所深川分工場出身の市村光雄、書記は松岡稔(秋山長三郎)で進められたが、役員人事では、組合長に工労働合理事長であった斎藤忠利、執行委員長には時計工組合の本沢兼次が選出された。組織方針としては、「産業別合同

を通じての全国的総連合⁽³⁾」を確認し、またスローガンとして(1)日常闘争を通じての政策の確立、(2)未組織金属労働者の組織化、(3)工場委員会の普及、(4)一産業一組合、(5)全国的一大連合、の五項目を採択している⁽⁴⁾。

すでに産業別組織に一步ふみだしていた工労働組合は、関東金属労働組の成立によって、石川島造船所職工を京橋支部に、尾久支部を北部支部に属せしめたが、京橋支部の創立大会は九月一二日、深川労働会館に開催された。出席した代議員は五三名で、支部長に西山仁三郎、書記に鈴木千代平を選出して出発することになった。

しかし、ここで鉄工の合同が成就されたとはいえ、あくまで評議会傘下の工場のみ参加であり、それも中小工場がほとんどであったので、当然石川島の職工がその中心とならねばならなかった。しかも、当初は関東金属労働組の構成は、支部数にしても四三に及ぶなど、複雑であったので、すぐに整理されるが、その結果、京橋支部には石川島分会と、かつて工労働組合の支部であった月島機械工場分会の二つが所属することになり、これ以後、石川島造船所職工は京橋支部石川島分会として活動を続けることになる。そして、石川島分会では「未だ約半数の従業員は組合に団結しておらぬ⁽⁵⁾」状態に鑑み、一〇月、全従業員の組織化をめざして「組織特別委員会」を設置したり、宣伝ビラを所内に配布するなどして、名実共に関東金属の中心となるべく組織強化にのりだしていった。

関東金属労働組は、創立大会においても「一産業一組合」を最大の目標に掲げたごとく、その後も整理合同に前進するが、「此のスローガンを遂行するためには、我等は評議会といふ連合体を即時解体することを辞せないのである⁽⁶⁾」という姿勢をさ示してゆく。その具体化として、九月、関東金属労働組の提唱で、機械連合、関東連合(関東労働組合連合会Ⅱ自由連合系)の参加をえて関東地方の金属組合の合同協議会が開かれているし、ついで一〇月にも、関東連合、友信共愛会、陸工会との協議会が開かれている。いずれも単に情報を交換する程度の打ち合わせ会を出るものではなかったが、産業別合同への意欲はうかがえる。また、評議会自体の内部でも、一〇月、大阪の評議会総本部楼上で開催された全国産業別協議会において、

印刷産業、交通電気産業と共に、金属産業全国協議会も開かれ、関東金属労組のほかに、大阪造船船労働組合、京都電機工組合、神戸機械造船労働組合、岡山鉄工労働組合、名古屋機械工組合等の参加をえて、全国的合同への第一歩をふみだした。

すでに産別化の方向に歩みだしていたとはいえ、一企業を中心にした工労組合が、このように産別組合の支部に改組されてゆく過程には興味深いものがあるが、この組織の拡大は決して唐突のものではない。すでにみたごとく、工労組合は構成員については当初から逆縮付規定をもたずに開放的であったし、争議のたびに解雇された活動家も組合をただちに去るというわけでもなかった。同じく企業単位の組合でも芝浦労働組合の場合は、逆縮付規定をもっていたこともあって、被解雇者は独立して別組合をつくりたりしている。これに比べて、工労組合は創立以来単に閉鎖的な性格でなかっただけでなく、実際にも所外の工場に支部を恒常化させており、横断化への姿勢、他の組合との連携をかなり進捗させていたのである。

しかし、理論的に戦略上有利のようにみえる産別化への方向も、大震災後の不況の進行とやがて合理化攻勢が開始される⁽⁷⁾として、工労組合自体が弱体化しつつある時にふみきられたことにも注意をむける必要があるだろう。かつて、第一次大戦後の時期に、当時の労働不安に対抗して推進された企業別化は、弱小労働団体の整理統合による企業内結集、その結果として戦闘力の増大をもたらしたといえるが、関東金属労組への合同は、石川島職工にとって必ずしも組織の拡大に相応した組合機能の充足、成果の増大をもたらすものとはいえなかったからである。そこに結集した職工が鉄工Ⅱ金属工であったとはいえ、関東における全鉄工のうちのごく一部にすぎず、しかも造船工場に属する支部で内容の充実していたのは石川島のみといってよかったので、当時の造船業および金属、機械工業の資本系列や労働者の移動範囲を考えた場合、組織形態としては産別別に拡大されたものの、それが市場に対し、規制力をもたらしたとは考えられないのである。さらに、石川島の内部をみても、企業内の組織が強化されて発展的に産別へ移行したというより、むしろ労務対策の進展によって組合の土台が

不安定化し、反組合的職工の増加、それに応じて乃木講社などの対立団体の結成がすめられていた時に産別化が実現されたのであり、その産別別組合としての能力はかなり割引して考えねばならないだろう。もっともそのような情勢だったからこそ、当時、産別別体制の確立が急務と考えられ、組合運動の活路を企業内結集という方向よりも、産別別への拡大の方向にもとめたともいえる。

従って、評議会のみならず、総同盟をもふくめて、大正末以降みられた産別化の方向は、多くの場合、労働市場に対応して、下からの自然成長的な形で芽生えたものというより、市場条件を超越して組合運動の戦略上の観点から、あるいは社会変革を志向する社会運動的な要請から、中央集権化をはかる目的で結成されたものとい⁽⁸⁾ってよいであろう。それ故に、若干の例外を除くと、市場条件の熟せぬ横断化であったため、弾圧の前に指導者を失うと脆くも崩壊してしまう例が多かったと考えられるのである。

いずれにしても、その後の活動の結果、創立時に「七〇余工場」「三千八百」人の組織と称した関東金属労組は、一時的ながら発展の方向にむかうが、翌一九二六年三月七日、代議員一二七名の出席のもとに芝協調会館で開かれた大会において、創立以後の活動の足跡を次のごとく報告している。

「……三大組合が我国に於て最初の金属労働者の合同を実現して以来僅々六ヶ月の短日月なるに拘らず工場分会数は一一ヶの新設を見、組合員数は約二割三分を増加した⁽⁸⁾」。

それと共に、この大会では、金属産業全国大会開催のほかに、下請・親方雇用制度撤廃、臨時工制度撤廃、争議基金積立等も可決されているが、これらの要求から逆にその土台となった当時の労働事情を推察することができるであろう。

一九二六年に入ると、合理化が次第に強化されだしていたが、特に大工場での労働者の整理、それにもなう失業がめだ

ってきた。それと共に、臨時工の増加や賃金体系の変更による労働強化も当然表面化し、労働組合の要求事項としても、石川島のそれにもあらわれているように、請負制、臨時工制、二重賃金制度等の撤廃、あるいは最賃制の要求が抬頭してきた。特に週給制の要求と共に、半日給半請負給制、すなわち「賃金二重制度」に対する反対の声がたかまってきたが、これは基本給を低くおさえ、出来高給など能率給を併用して労働強化をしいて搾取率をたかめることをねらいとしたもので、「労働者の生活を保証せざる最大の偽闘⁽⁹⁾」として、労働組合からはこそって非難の声をあげていたものである。殊に造船業や鉄鋼業では平均日収が平均日給の倍近くになるといった⁽¹⁰⁾、保障給に対する能率給部分の増加がめだち、極端な労働強化の方向にすすんでいた。このような情勢を反映して、この年には労資の対立はさらに激化し、争議にしても件数・参加人員共に、一九一九、二〇年に劣らぬ昂揚を示している。評議会傘下で闘われた共同印刷や日本楽器の大争議がこの年の傾向を端的に示していたといつてよいが、この流れの中で七月および九月、石川島造船所でも争議の嵐が吹きまわることになった。

すなわち、七月も二〇日を過ぎんとする頃、石川島の所内では、扶助料の切り下げをはじめとして、従業員、組合に対する締め付けが強まり、職工間に不満が鬱積しつつあった。ところが、二九日、会社は伊達廉一分会幹事長と才津剛一の二名を出勤率が悪いという理由で減首した。組合では松尾直義らの活動で、ただちに本部で執行委員会を開き、解雇反対とその取消しを決議し、あわせて対策委員会をもうけて協議を続けた結果、八月一日には早くも闘争を開始した。ついで翌二日、越中島労働会館で石川島従業員大会を開催して、二名の復職を決議した。これに対し、会社側の反応がないので、各職場別総会を続けるうちに、次第にこれまでの不満が表面化して、解雇反対のみでなく、(1)賃金増額、(2)扶助料の改正、(3)衛生設備の完備、(4)解雇取消し等の要求にまで発展した。しかし、騒然たる所内の空気に、会社側もやがて賃上げ以外の一部を譲歩したので、一〇日にいたり、一旦争議の終結をみることになった。

しかし、その後も争議の余燼はくすぶり、特に先の争議の時に未解決のままに終わった工場協議会問題について、争議後も会社が具体的な形で誠意を示さなかったので、自動車部中心に再び不満が表面化してきた。そこで九月一日、自動車部では新谷久三郎らが中心になって役員会を開き、再度争議の決行を決議した。ついで各工場にこの不満が拡まってゆき、一三日には全工場、二千数百名の職工をまきこんで怠業状態に入った。さらに、組合は従業員大会を挙行し、工場協議会問題のほか、賃上げ、退職手当、定期昇給問題、罰金制度の撤廃等も要求するところとなった。しかし、会社側もただちに警官を多数所内に導入して活動家を検束したり、さらには切崩し工作(強硬分子の無期出勤停止や神野派職工を役付職工にするなど)や自動車部のロックアウト(一六日)と追いつちをかけたので、争議団も動揺し、内部分解の危機にみまわられて、ついに一八日、組合の敗北の形で争議を終結するにいたった。

この争議では、すでに組合員も減少していた石川島分会の指導で全職工を争議にまきこんだのが注目されたが、八月の争議を終結してからもなく、しかも関東金属労組本部との連絡もなしに無計画的に実行された上に、会社や官憲の圧迫も一段と露骨になったので、罰金制度の撤廃のほかは要求をいれられず、惨敗のうきめをみるにいたったものである。しかし、それ以上に石川島分会はすでに全職工に影響力をもちえなくなっていたし、このような組織の弱体が争議を意のままに遂行しえなくなっていたという内部事情も看過しえない。このような後退の兆に加えて、この争議でもまたも四三名という大量の解雇者をだし、しかもこの争議を機に若年活動家の戦闘性に危惧を感じだした西山仁三郎(京橋支部長)、大久保秀次等の古い幹部層が関東金属労組をはなれて神野信一の方角に接近してゆくにいたるのであり、石川島分会の前途は一層けわしいものになってゆく。そして、この争議の直後、この機をまっていたかのごとく、自彊労働組合が旗揚げしたことは石川島分会の後退を否応なしに印象づけることになった。

このように、関東金属労組石川島分会が左翼への傾斜を深めていた反面、その背後では会社側の労務対策も進行していた。それも、団体協約や対等の工場委員会を導入したりして譲歩することによってではなく、一九二六年の争議の直後、従

来修養団体と称していた乃木講社を母胎に自彊労働組合を結成させ、同時に上からの工場協議会の設置によって石川島分会に対峙する方法をとっていったのである。

自彊労働組合については次章でふれることにして、母胎となった乃木講社について簡単にふれてみると、その結成は一九二四年にさかのほる。⁽¹²⁾ 大震災後、造機部の頭目・神野信一は傘下の職工を集め、修養団体の結成をはかるが、部下の石島和七から乃木講の内容を紹介されて、趣旨に共鳴し、早速講元より職工住宅を中心にした富川町講社設立の許可をえた。⁽¹³⁾ 当初は二五、六名のものが神野の家に集まる程度であったが、⁽¹⁴⁾ 会社の後援で急速に所内職工にひろまっていた。この組織で注目すべきことは、村田愷磨、田尻藤吉、のちには松村菊勇(当時は海軍教育局長で、石川島の顧問)といった会社の幹部層が積極的に応援したことであり、また世話人の多くが組長や伍長といった役付職工であったことである。この点からも乃木講社の性格やこれに対する会社の意図はおのずから明らかになるであろう。

乃木講の指導理念とするところは、「乃木大将夫妻を崇敬し、わが国の建国精神を自覚して、精神修養につとめること」⁽¹⁵⁾ であったが、この理念にもとづいて石川島の富川町講社では月一回例会や講演会を開いて、「日本の国体觀念の認識、人格修養、一般常識の涵養、産業人の心がまえ」⁽¹⁶⁾ を教授した。講師としては荒木貞夫、安岡正篤、海軍中将小笠原長生、元東京市長牛塚虎太郎等が招かれ、例会では拝礼、教育勅語の奉読、乃木將軍を讃える歌をもちこむのをつねとした。神野によれば「此の乃木講を段々やってみると常に明治天皇が我等の中心をなしたまふたとの感激を覚えるのである」⁽¹⁷⁾ ということであり、この団体は労働者を主体にはしていたものの、通例考えられる労働団体とはおよそ性格の異なるものであったことが知られる。それ故にこそ、会社は、同じ頃設立された石川島軍人分会と同様に、積極的にこれを後援し、労資協調、従業員統轄策として利用したのである。⁽¹⁸⁾ これはやがて昭和もすすむにつれ、全職工を網羅することになるので、会社の意図は十分に達成されることになるというよいであろう。

- (1) 「総連合運動と産業別合同」『労働新聞』一号(一九二五年六月)、一頁。
- (2) 「関東金属労働組合の創立」『労働新聞』七号(一九二五年九月)、二頁。
- (3) (4) 前掲「石川島造船所工場分会資料」、二二―二三頁。
- (5) 「石川島全員組織へ」『労働新聞』一二号(一九二五年二月)、二頁。
- (6) 前掲「関東金属労働組合の創立」、二頁。
- (7) 大正後半の社会変革を志向した産業別組合については、兵藤劍前掲論文を参照。
- (8) 「産業別整理後の関東金属大会」『労働新聞』一九号(一九二六年三月)、四頁。
- (9) 一九二四年度総同盟全国大会「決議文」、村山重忠前掲『日本労働争議史』、七六頁。
- (10) 黒川俊雄『日本の低賃金構造』(一九六四年、大月書店)、九四頁。
- (11) 前掲「石川島造船所工場分会資料」、一一頁。
- (12) 前掲書(一二頁)によれば、乃木講社は一九一六年頃すでに石川島に存在したということであるが、その頃は個人的な参加であり、労務対策の一環として会社の援助で組織化されたのは一九二四年といつてよいであろう。
- (13) 『石川島重工業株式会社一〇八年史』、三七三頁。
- (14) 神野信一前掲『講演集』、一一九頁。
- (15) (16) 『石川島重工業株式会社一〇八年史』、三七四頁。
- (17) 神野信一前掲『講演集』、一一四頁。
- (18) 『工労』一卷二号所収の「乃木講社を葬れ」という主張では組合側の乃木講社への批判がうかがえる。

第二節 自彊労働組合の発展と所内労働運動の消滅

一九二六年も後半にすすむにつれて、軽工業中心に操業短縮、工場閉鎖の増加がみられ、労働者数の減少や失業の増大もめだつていった。それと共に労資の対立も一層激化し、前述のごとく石川島造船所でも二度にわたって争議にみまわれたほどである。一方で職工の戦闘化、他方で乃木講社による職工の骨抜きがすすめられる中で行われたこの争議は、先に述べた

ごとく、労資一体派に会社組合結成の契機を与えることになった。自彊労働組合が創立されたのはそのような状況においてであった。

一九二六年一月九日、自彊労働組合は深川仏教会館で盛大に発会式を挙行した。乃木講社創立以来の会社の支援もあり、主力をなした造機部の職工に、関東金属労組石川島分会を離脱した造船部の西山仁三郎等も加わったので、石川島分会に劣らぬほどの組合員の参加をえることになり、組合長に神野信一（頭目）、副組合長には赤木助造（組長）を選任した。組合の名称は乃木講社の顧問である村田愷磨の命名によるものであり、組合員は乃木講で教育を受けたものをもって構成されることになった。

この発会式で君が代を斉唱し、万才三唱をとなえたことに象徴されるように、自彊組合は日本の国情・国体に適合した組合を目標としており、明らかに当時なお余力を残していた石川島分会を圧倒する必要から生れたものであった。⁽¹⁾当初から取締役松村菊勇を代表とする会社側の援助をうけていたことからもうかがえるように、労働運動を推進するというより、労働運動の撲滅、人格運動の推進をはかるものであったが、やがて上杉慎吉等をも顧問に加えて、極端な日本主義に傾斜してゆくのも、出発時の姿勢からしてすでに推測できるところである。自彊組合の精神主義的人格運動について、神野は次のごとく述べている。

「……日本の国体を基とし、日本の国体に立脚した団体、即ち、我々は先づ日本主義に基く精神鍛練の団体を結成して修養を積み、然る後、精神の出来たものが、其の団体の力を以て社会運動をやる。即ち社会に向つてよい事をする団体、これを作らうではないかといふところから自彊組合と云ふものを作ったのである」⁽²⁾。

因に神野の略歴をたどれば、一八八九（明治二二）年一月、愛媛県の農家に生れ、小学校卒業後、木綿会社給仕をふりだしに、呉海軍工廠、川崎造船所、佐世保海軍工廠と移動したのも、一九一八年五月、石川島造船所に仕上工として入社し

た。当初、前述の啓成会を組織するが、一九二〇年、欧州に旅する機会をえてから社会主義的思想をはなれ、帰国後は反造機船工労働組合の立場にたついたり、⁽³⁾さらに乃木講社、自彊労働組合の推進者になるわけである。

彼の労働者観あるいは労働組合観というものは、「己れの指導者のために、己れの親分のためには、火の中、水の中にも飛び込んでやらう」⁽⁴⁾という「義侠の精神」や「親分子分論」こそ職工の長所であるという考えにたつものであった。従つて、近代的労働運動観とはおよそ相いれぬものであり、しかも、彼の場合、この「義侠心」や「親分子分の精神」を「乃木大将御夫妻の精神」⁽⁵⁾と同一視するところに特色があった。

このような思想を抱いた職長層、会社の幹部、軍関係者によって推進された自彊組合は、当初造機部中心に千余名を加入させていたにすぎないが、次第に関東金属労組の分会を駆逐し、全職工を擁するにいたる。これに対し、一九二六年の争議に敗北した後の石川島分会は、以上のごとく自彊組合の発展によって足許を侵蝕されてゆき、意識のすすんだ若年幹部中心の少数精鋭主義的な方向にすすんでいった。しかし、関東金属労組自体は評議会の産別化方針にそつて、芝浦労働組合の一部（芝浦製作所鶴見工場の職工）や横浜合同労働組合の金属部門が独立した横浜金属労働組合との合同も実現して、組織的には拡大の方向にすすんで⁽⁶⁾いた。

ところで、一九二七年から一九二九年にかけては、金融恐慌の開始と共に、事業の操短、休止、閉鎖があいつぎ、合理化攻勢が急速にすすめられてゆく時期である。特に造船業では不況が厳しかったが、これまで解雇者をださずにきた川崎造船所さえも、一九二七年には倒壊状態に陥り、大量解雇を断行するにいたったことがそれを端的に示していた。

このような情勢の下で、ストライキ撲滅、労資協調を主張する自彊組合と対立しつつ、関東金属労組石川島分会は次第に後退を余儀なくされながらも、評議会の方針にそつて工場代表者会議の要求や合理化反対闘争をおしすすめていた。この

頃の組合の要求事項としては、不況を反映して賃金増額要求が多かったものの、賃金体系改訂反対や臨時雇用制度および二重賃金制度の撤廃要求も大きな争点になってきた。例えば、一九二七年五月、石川島や芝浦製作所等の発起で開かれた東京全市の金属工場代表者会議でも、この課題がとりあげられて、石川島や芝浦での臨時工問題も報告、討議されている。やがて、一九二七年もおしつまる頃、石川島は臨時工三百名を解雇しようとしたが、関東金属労組の反対にあって一旦はみあわせた。しかし、二月二十四日、百名の解雇を断行した⁽⁷⁾。ついで翌一九二八年一月五日、会社は石川島分会の活動家五名を解雇した。組合は、この解雇を大量解雇の前ぶれと判断し、自動車、鋳物工場を中心に解雇反対はじめ、臨時工の本雇化、罰金制度および親方請負制度の廃止等の要求を掲げて活動を開始した⁽⁸⁾。しかし、すでに石川島分会には昔日の勢威なく、会社と一体になってすすむ自強組合の発展に足許を大きく食いつぶされていた。従って、反対運動ののろしはあげたものの、ストライキにも突入できず、自強組合といわずに暴力的に対立しあい、会社の譲歩をえるにいたらなかった。

その間に、石川島分会事務所が自強組合側の自衛団によって襲撃破壊されたり、ついでいわゆる「三・一五」「四・一六」といわれる共産党系活動家の検挙によって、分会は解体し「悉く地下に追い込まれてしまった」⁽⁹⁾。このようにして、合理化攻勢と官憲の弾圧が進行する中で、一九二一年以来、石川島造船所に根づいた進歩的労働組合はついに消滅することになったが、それと対照的に会社組合としての自強組合は所内全職工を傘下におさめ、発展の一端をたどってゆくことになる。以上のように、会社側が石川島分会に対し、譲歩的姿勢をとらず、会社組合を対立させる方法をとったのは、すでに分会の弱体化を見通してのことであったが、以後も自強組合を育成するかたわら、社内の労務管理機構を強化することによって、合理化に対する労働者の抵抗を回避していった。具体的には、工場協議会について、職場懇談会の設置（一九二七年）、就業規則の制定（一九二八年）、さらに見習工教育制度の実施（一九二八年）がそれであるが、これらを通じて所内全職工の掌握を実現し、ますます深まる不況の中で工場縮小や職工の解雇もスムーズに遂行しうる条件を形成していったのである。

長びく不況の波に、造船業は殊更大きな被害をこうむってゆくが、一九三〇（昭和五）年四月に調印されたロンドン海軍軍縮条約は一層不況を深刻なものにした。一九三一年には、造船会社数・工場数共に造船業の最盛期一九一八年に比べて約三分の一に減少していたし、この前後の使用資本金の減少率にしても他の製造工業に比べて殊に極端な減少を示していた⁽¹⁰⁾。石川島でも、一九二七年から三年にかけて、使用総資本は一五五〇万円から一八〇万円に、手持工事量も四〇〇万円から一四〇万円へと急減少していた。その結果、一九二九年下半期に株式も無配に転じ、一九三一年には株価は額面五〇円に対し、四円二〇銭という低迷をみせることになった。一方、賃金にしても、戦後とは反対に、戦前には一般に造船業は他産業に比べて良好であったが、この頃から下落しだしていた。特に石川島の場合、平均実収は他の造船工場なみでも、平均日給は低くおさえられていたので、過度労働をしいられる形となっていたのである⁽¹¹⁾。

このような造船界の不況に対し、当時、合理化政策推進のために設立された「臨時産業審議会」の諮問により、各造船会社の整理・合同が課題になりだしていた。石川島は、地域的に近接している浦賀船渠、および横浜船渠会社と合同計画を協議するが、「3社の債務の処理法について行き詰り」、⁽¹²⁾「互に合同の趣旨に賛意を表明しつつも実際問題としては利害錯綜し、ついに計画は実現するにいたらなかった」⁽¹³⁾。かくして「ひとり当社だけでなく、造船業界はこの期間ついに不振から立ち直ることはできなかった」⁽¹³⁾のである。

その結果、人員整理問題が否応なしに各工場できつらざるをえなくなると、解雇があいつぎ、一九二九年から三年にかけての職工数の減少率は各産業の中で造船業が最も大きなものとなった⁽¹⁴⁾。石川島では、自強組合の成立後締結されていた団体協約によって解雇の際には自強の同意が必要であったため、一九三〇年一二月、千名の解雇案をもとに自強の承認をえて、まず五五〇余名の職工を解雇した。「解雇に当ってはほとんど新規工事のない造船部が縮小され、停年に近い老齢者や独身者⁽¹⁵⁾」が中心であったといわれるが、不況の激しさに熟練工さえ解雇のうきめにあったといわれる⁽¹⁶⁾。そのために、一九

二七年に二二六八名を数えた職工も、すでに一九三〇年には一八一三名に減少していたほどである。⁽¹⁷⁾

この事態に対し、神野は、「全職工はよく会社の現状を理解して、不平を口にせず、そればかりか、解雇の通達を受けるや各々工場に入り、自己所属の機関に油を注ぎ、手入を行ひ、尚各種材料を整頓し、……整理して去って行く。或る工場では、……記念撮影をして、整然と会社に別れを告げた⁽¹⁸⁾」と記しているが、自彊組合としても、解雇を前にして手をこまねいてばかりいたわけではなかった。なぜならば、このような不況と大量解雇に直面して、多くの組合が闘争にたち上っている時に、自彊組合が会社の方針をそのまま伝達・実施する会社組合で終始しながら、関東金属労組にかわって職工を掌握しえたことにはそれなりの理由もあったからである。

例えば、一般職工がついてゆけぬこれまでの組合の戦闘性、戦前の左翼組合（運動）の根の弱さ、またそれに加えられた弾圧などのほかに、身分的な職階制をはじめとするあらゆる機関・機構を通じて育成された労資の温情・協調主義の確立、さらに会社の援助による自彊組合の共済・福利活動の充実等がその理由と考えられるものであった。都下で最良といわれた自彊購買組合の成功、共済組合をついだ職工扶助規則や健康保険組合と、それでカバーされぬ家族の保護を目的とした家族診療所（のちに健康保険組合病院）、被解雇者の就職斡旋や住宅問題解決のための工事部の活動⁽¹⁹⁾、あるいは団体協約による自彊傘下の職工の保護等にしても、これまで所内に存した進歩的組合が成就しえなかった活動であり、このような経済的、福利的活動を中心にした自彊の方針は、未だ労働運動の経験に乏しい一般職工にとって魅力的なものであったことは容易に推察されるであろう。しかしながら、これらの職工への施策もあくまで会社中心に考量されるので、組合員の大量解雇という事態に直面しても、自彊組合は争議撲滅方針のもとに、それに協力的態度をとったのも当然であった。そして、この頃を機に、自彊組合はさらに右傾化してますます労働組合としての性格を失い、右翼的思想団体の様相を呈してゆくのである。

これより先、一九二五年五月に工愛会（浦賀船渠）と工信会（横浜船渠）によって「武相労働連盟」が結成されていたが、

自彊組合も一九二九年五月に加盟し、同一業種の組合とも接触をもつにいたっていた。この連盟は、創立時の二組合四千人に対し、翌一九三〇年、「日本造船労働連盟」と改称する頃には三組合約七千人の組合員を擁するにいたっていたといわれるが、機能的には「連絡機関⁽²⁰⁾」的な性格をでるものではなかった。しかし、第一五回ILO総会の労働代表顧問の選任にあたって、工信会推薦の横尾吉太郎が自彊組合の推す神野と対立するに及んで、一九三〇年三月、工信会が脱退するが⁽²¹⁾、それにかわって、やがて日本建鉄の日本勇信労働組合が加盟する頃には、組合員数も一万三、四千人に増加し、共同で共済的活動も考慮するにいたっていたといわれる。同時に、その頃には自彊組合中心に軍国主義化への協力も露呈し、「大右翼」結成運動にも積極的に参加するにいたっていた。従って、以後の自彊組合の活動は、金属工失業対策協議会を通じての老朽船解体運動などを除けば、すでに労働組合としての活動の枠をみだすものであり、組合運動の跡をたどる上には詳しく記す必要もないものである。

その後の足跡を簡単にたどれば、一九三二（昭和七）年二月、自彊組合の提案で造船連盟が主体となって「国防献金労働協議会」を結成するが、この活動が終了すると、一九三三年六月、この運動に加わった団体のうち、日本労働組合総連合を除く一〇団体は発展的に「日本産業労働倶楽部」を結成した。ここに、造船連盟はその「統一上、個々の団体間に連合体存置の必要なし⁽²²⁾」という立場から、一九三四年一〇月、自らを解散し、各々単独で産労倶楽部に加盟することになった。その後、自彊組合は一九三六年四月の「愛国労働組合全国懇談会」の成立にあたって、東電愛国同盟や組合総連合等と共に積極的にこれに参加している。

このように、ストライキやメーデーに反対し、「事業家側の協力を基礎とする」「神野式労働運動⁽²³⁾」に対しては、右翼系の労働組合にさえ、労働組合運動ではないと非難をあげせるものがいたほどだが、その後もますます自彊組合は「労資一体主

義」的⁽²⁴⁾日本主義に深く傾斜していった。そして、神野が先駆者といわれる産報運動が⁽²⁵⁾発展して、一九三八年七月三〇日、「産業報国連盟」の発足をみるや、自彊組合は東京交通労働組合等と共に率先これに協力し、自らを解散して新たに「石川島自彊会」を結成した。

すでに自彊労働組合は労働組合としての機能はもちろん、労働団体としての役割すら果しえなくなっていたが、「労働組合」の文字も削った自彊会の成立によって名実共に労働組合としての資格を失ってしまったといえる。そして、自彊会は報国連盟の方針にそって、重役と従業員をもって構成され、会長には社長、副会長には副社長と常務取締役が就任する。さらにそれは職員部と工員部にわかれ、各々に職員懇談会と工場懇談会が設けられて、形式的には労資の意志疏通をはかる姿勢をみせながら、実際は生産協力を至上とする会社機関として機能することになるのである。

以上のごとく、満州事変の勃発、戦時体制への突入とわが国が泥沼におちこんでゆくにつれ、自彊組合は積極的に軍国化に協力することとなったが、このような方向も戦前日本の労働運動がふみこんだ一側面にほかならず、それだけに一層労働運動の歴史にとっては悲劇的な足跡であった。

その後、戦争への深入りと共に軍需工業の拡充はめざましく、石川島でも生産増強にともなって従業員数は急激に増加していった。例えば、一九四三年五月には「職員在籍数一五八九名・工員在籍数九五〇九名で、日中戦争直前の状態に比較して、それぞれ約二倍・約三倍の増加であった」と⁽²⁶⁾いわれる。さらに、戦局が重大化すると、入営者、応召者もあいつぎ、その欠員を補充するために徴用工員や囚人労働、さらには動員学徒の使用にもすすんでいった。

しかし、敗戦もまぎわになると、工場の疎開、資材の欠乏、労働力の不足等が表面化し、生産活動にも支障を与えるようになる。特に労働力に関しては、石川島のような軍需工場さえ、男子熟練労働者から女子労働者にいたるまで不足をきたし、しかも産報運動を推進する自彊会の存在にもかかわらず、出勤率の低下(特に工員層)も⁽²⁷⁾ひどく、加えて戦争末期の社

会不安によって、労働意欲、生産活動は全く後退し、やがて敗戦と共に完全に操業中止の状態に陥るのである。

ここにおいて、企業一丸の産報組織を構成した職員懇談会と工場懇談会の機構のみは戦後にひきつがれ、一九四五年および四六年に職員労働組合と工員労働組合に生れかわってゆく。そして、一九四六年八月、両組合は合同し、全日本造船労働組合石川島支部を結成するにいたる。しかしながら、戦後の組合の性格、活動については当面の課題ではなく、以後の運動については別稿にゆづらざるをえない。

- (1) 神野信一前掲『講演集』、一二三頁。
- (2) 前掲書、一一二頁。
- (3) 前掲書によれば、当初は神野も工労組合に加入したが、ほどなく除名されたという。しかし、当時の関係者の記憶では彼が工労組合に加入した事実はないとのことである。
- (4) 前掲書、一四八頁。
- (5) 前掲書、一一一頁。
- (6) しかし、『日本労働年鑑』では、組合自体による発展的報告とは反対に、組合員に関しては一九二六年の五五〇〇人から、一九二七年には三九〇〇人と減少傾向を示している。
- (7)(8) 「産業合理化の嵐吹く——各造船工場に」『労働新聞』四九号(一九二八年一月)、二頁。
- (9) 神野信一前掲『講演集』、一九四頁。
- (10) 『石川島重工業株式会社一〇八年史』、三七七頁。
- (11) 『横浜船渠株式会社労働争議事情』(一九二九年、リポート社)によれば、一九二八年頃の各社の賃金は次のごとくである。

| 工場名 | 平均日給 | 歩増率 | 平均実収 |
|---------|-------|------|--------|
| 横浜ドック会社 | 二円一〇銭 | 〇・一八 | 二円四七八銭 |
| 新潟鉄工所 | 二、二七七 | 〇・三五 | 三、〇七三 |
| 芝浦製作所 | 二、一六 | 〇・四〇 | 三、〇二四 |

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 瓦斯電気会社 | 二、二五 | 〇・三五 | 三、〇三七 |
| 石川島造船所 | 二、〇七 | 〇・四〇 | 二、八九八 |
| 池貝鉄工所 | 二、〇三三 | 〇・六〇 | 三、一三六 |
| 浅野造船所 | 二、三〇 | 〇・二五 | 二、八七五 |

- (12) (13) 『石川島重工業株式会社一〇八年史』、三八〇頁。
- (14) 黒川俊雄前掲『日本の低賃金構造』、一一七、一一九頁。
- (15) 『石川島重工業株式会社一〇八年史』、四〇五頁。
- (16) 神野信一前掲『講演集』、一三〇頁。
- (17) 『石川島重工業株式会社一〇八年史』、四〇五頁。
- (18) 神野信一前掲『講演集』、一四〇―一四一頁。
- (19) 前掲書、一七七頁、および『石川島重工業株式会社一〇八年史』、四〇五頁。
- (20) 渡部道太郎『我国労働組合の研究』(一九三〇年、労働事情調査所)、三九頁。
- (21) 『社会運動の状況』(内務省)、一九三二年版、七〇六―七〇七頁。
- (22) 前掲書、一九三四年版、九五五頁。
- (23) 『日本労働年報』(学芸社)、一九三三年版、二五九頁。
- (24) 前掲書、二五四頁。
- (25) 菊川忠雄『産業報国読本』(一九四一年、酒井書店)、九七―九八頁。
- (26) (27) 『石川島重工業株式会社一〇八年史』、四七三、四七八頁。

四 若干の問題——戦前・石川島造船所の労務管理と労働組合をめぐって

近代的労資関係の確立は、雇用や賃金をふくむ労働諸条件の決定における基準の客観化・標準化の達成と、労働組合の永続的な制度としての定着を前提条件としている。

石川島造船所の場合もそうであったように、戦前における労働争議の原因となっていたものの一端はそのような客観的な基準の要求であったし、実際に労働運動がその確立への闘いという側面をもっていたことも事実である。従って、一方で労務管理の近代化ということも近代的労資関係の定着のための前提条件となっていたといってもよいであろう。

造船業のように、流れ作業による規格化された大量生産に依存するよりも、なお職工の技術と労働意欲に依存しつつ作業をすすめる面の多かった業種では、労務管理の充実はとりわけ重要であったと考えられる。

石川島造船所における労務管理を歴史的に追ってみても、それが体系化される過程は必ずしも明瞭ではない。しかし、日露戦争をへて生産力が急激に拡大する時期と、企業全体に影響力をもちうるにいたる造船船工労働組合の成立ということが、労務管理の体系化過程における画期となったことは否定しえないだろう。日本資本主義が産業資本を確立し、やがて独占段階に入らんとする時に、工場規則や職工養成が具体化されたのであり、また第一次大戦後にいたり、工労働組合が結成されて組合活動が活発になってからとそれ以前の時期では、労務管理の上で明白な変化がみられるからである。労務管理が企業の生産政策の一環であるとしても、労働運動をふくむ労務対策という具体的な形で労働者の掌握に本格的にとりくむにいたるのは、熟練工を獲得する上での市場条件の逼迫や組合の成立以後であり、当然労務管理が意識的に重要視され、体系化される時期もそれに照応するものと考えられる。

すでに前章までに説明したごとく、石川島には創業期にすでに徒弟寄宿舎制が設けられていたが、職工養成を組織的に開始するのは、東京府立職工学校適材教育部に職工教育を委託した一九〇五(明治三八)年からであった。しかし、教育機構を労務対策の一環として本格的に利用するのはなお後のことであり、この段階では労務対策の意味合いよりも、むしろ特

定の親方ではなく、企業の負担において外部の学校に訓練を委託することによって技術なり訓練に客観化・標準化の傾向がみられたことに意味があった。⁽¹⁾

ほかに、第一次大戦前にすでに臨時賞与、増給、あるいは解雇、減給等を規定した工場規則⁽²⁾や富二慈恵会、また第一次大戦直後には、労資双方の醸出による職工共済組合(一九一九年)も設立されていたが、労務管理政策の一翼を担うには決して十分なものではなかった。むしろ、共済組合のごとく、資金的にはかなり豊富で、しかも健康保険組合が実施される時期(一九二八年)まで長年維持されたものでも、その管理や運営方法の重要性が認識されなかったため、その非民主的な面が職工の不満となり、労資の紛争の種になる場合さえあったのである。

しかし、これらの工場規則や慈恵的な共済規定の設定・成文化それ自体は、職工を処遇する上での画一的尺度の確立への接近であり、労務管理の体系化、さらには労資関係の近代化過程の進行にはかならなかった。だが、明治末年から大正期に入っても、入職、賃金、昇給等労働諸条件の決定において、旧型親分的職工にかわった職長層の情実がなお影響しえた限り、徐々に具体化された諸規定がただちに尺度の客観化の定着を意味するものとはいえなかった。

前述のごとく、明治末にいたると、石川島においてはかつて所内にはびこった「在来の親分的職工」は消滅し、「工場主対職工の二者の干係」⁽³⁾が成立するにいたったといわれる。それによって、職工は親方ではなく工場主に直接対峙することになるが、その緩衝に新しく職長層が抬頭してき、職制の確立をみるわけである。ここに新たに登場した職長層はその後の労務管理の上できわだって重要な役割を演ずることになる。特に造船や機械工場では、職工を一つの「組」単位に集結し、それを直接指導・監督するのが伍長や組長、さらにはその上にたつ職長とか頭目といわれた役付職工であったので、会社側もこの層の抱き込みには特別に意を払うことになった。

この点、石川島の例をみると、組長は一〇名から三〇名位の職工をかかえて、その職工たちの歩合を掌握し、しかも仕事の単価をきめる権限ももっていた。そのために第一次大戦後の時期から昭和初年にかけて、しばしば職長層と平職工との間で処遇や中間搾取をめぐる対立が生じたり⁽⁴⁾、逆に会社側がスト破りや組合の切崩しをする際に職長層を利用する事態が生じることとなった。しかしながら、労働組合にとっても自らを有効に運営維持するためには職長層の協力が必要であった⁽⁵⁾、彼らが必要会社側にたつというものでもなかった。この点に職長層のジレンマがあったわけであるが、彼らが必要しも会社側に服従しないのは、平職工の協力、信頼なしには作業を遂行しえなかったことや、当時の労働市場において熟練工の立場にはなお有利な面が残されていたことを反映するものといえてよいであろう。

石川島造船所における職長制度は、ほほ他の造船工場の序列と同じと⁽⁶⁾いってよいが、呼称はしばしば変更されている。しかし、本稿で問題にした大正中期から昭和初年にかけては大体次のような職制であったとみてよい。⁽⁷⁾そして大正年代がすすみ、さらに昭和に入っても、造船業にあつてはなお客観的な管理体系が徹底しなかったため、これら身分的な職制が生産の場や職工の掌握に関しても、重要な役割を担ってゆくわけである。

部長——課長——頭目——組長——伍長——平職工

〔補機工場のみには課長の下に主任(技師長)がおかれていた。〕

ところが、一九二一年に造機船工労組合が結成され、特にそれが戦闘化するにつれて、単に職制に依存した政策から、より体系的な政策が必要となってくる。組合が組織され、さらに戦闘化することは、労働市場等において、そのような事態を招来する条件が存したことであるが、逆に会社側にとっては、不況切りぬけ策と共に労働運動への対策ということもあつて、雇用制度(臨時工制の固定化)や賃金制度(請負、出来高給の方向)などを整理・統制したり、また所内諸機関を動員したりして、本格的に労務管理にとりくまざるをえなくなったことを示している。

工労組合成立直後の争議やその後の争議をみても、経済的要求の背後に昇給等における明確な尺度の要求や共済組合の自主的な運営、あるいは雇入れや昇給において強い発言権をもっていた頭目をはじめ職長層の不公平な扱いに対する不満がたえずひそんでいた。その意味では、戦前の争議は前述のごとく尺度の標準化・客観化やそれを支える組合の基本的権利の要求抗争という面があったし、労資関係の近代化への過程における一種の摩擦という側面もみのがしえないのである。しかも、すでに一九二一年頃より、労働組合によって団体交渉権や対等の工場委員会の要求がかなりめだちはじめ、造船工場でもその点で会社の譲歩をかちとるところも少なくなかった。

ところが、石川島では、組合に譲歩し、対等の地位を保障するという方法によってではなく、内田徳郎専務を中心に神野信一とその一派を利用して、自主的な組合を切崩し、乃木講社、ついで会社組合としての自強労働組合を設立させて、労働者の階級意識を払拭し、また関東金属労働組合の工場協議会の要求に対しても、上からの工場協議会、職場懇談会、能率研究会の設置をもって応える形で職場の管理・統制を推進していった。

乃木講社と自強労働組合に対する会社幹部や職長層の役割についてはすでに記したとおりであるが、工場協議会や職場懇談会にしても、労資対等の工場委員会や労使協議制にはほど遠く、職工の意見を取り入れるという会社の趣旨は全く名目的で、労働条件に関する討議はできず、しかも会社側が一方的に招集するものであったから職工の意見は十分に反映されなかった。「以上の当社の機関はいずれも労使協調運動の意義をもつものであった」といわれるゆえんである。

これらに加えて、一九二八年には「就業規則」の制定によって雇用制度(定備と臨時備の類別)、賃金体系(時間給と請負給)、あるいは労働時間等を成文化して締付を行い、さらに同年四月、「見習工教育制度」も発足させた。これは「工場従業員の人格向上智能の進歩錬磨を計り国民精神を涵養し労資一致斯業の発達を期する国家産業上に於て指導的地位に立つ労働者の養成」を目的としたものであり、労務管理政策の一翼を担うものであったことはいうまでもない。これは当初「生徒数も少

なく、なかば寺小屋式の貧弱なものであった」⁽¹⁰⁾が、すぐに「石川島工業補習学校」(一九三二年)に発展し、さらに「石川島青年訓練所」(一九三四年)を併設するに及んで、時代を反映して一般教養、職業教育のほかに軍事教練なども導入することとなった。これらの制度も「大正末期労働争議が続発し、会社経営にひじょうな障害をあたえた」という認識から実施されたものであり、当然「労務対策の意味をもつものであった」⁽¹²⁾。そして、以上の施策の支えとして職工共済組合、これに続く健康保険組合や職工扶助規則さらに自強組合の活動に対し、会社は積極的に援助を行ったわけである。

戦前において、しばしばみられた組合への切崩し工作は、労働争議、特に昭和初年の合理化過程における抗争において、官憲の力をかりて強圧的に遂行されたものであった。以上のように、石川島ではそのような労資の決定的な対立に遭遇する前に、一部職工に企業意識・労資一体主義をうえこんで御用組合を結成させ、それに漸次造船機船工労組合とその後身を侵蝕させる方向をとったわけであった。

しかし、職工に企業忠誠心をうえつけ、組合を消滅に導いたことや石川島を日本主義労働運動の温床にしたことが全く支障なく穏便にすめられたわけではなく、戦前しばしばみられたスト破り、スパイや暴力団、あるいは警察権力等の利用も、争議のたびに行われた。その限りでは石川島造船所も戦前日本の労資関係のもつ暗い側面を全く回避できたわけではなかった。

いずれにしても、石川島をふくめて、戦前の企業にあつては、労働組合の有無にかかわらず、労働諸条件は結局のところ経営の場で一方通行的に決定されるのが通例であった。大正末年以降、総同盟中心に団体協約を締結した組合の例もかなりあるとしても、戦前の労働組合の多くは定期的に経営者を交渉・取引の場に引きだし、恒常的に経営の決定に影響を及ぼしうるものではなかったのである。労働組合の声は、不満がつらいつて争議という発現をとる場合にのみ主として経営の決定に

反映されたとであり、組合が争議団体と同一視されたのもそのようなことからであった。従って、戦前においては、労資関係は対等にして安定的という関係にまで成長しておらず、組合は資本・経営者によって出来る限り無視される存在であった。その意味では、労働組合は経済外的強力として資本主義秩序の破壊者とみなされていたわけであって、組合が法認されるはずもなく、組合が労働市場の一方の構成員として市場機構の順当なる運営者となるという認識もでてくるものではなかったのである。

以上のごとく、戦前においては、石川島造船所での例をふくめて、主体的な労働組合運動は一時的には昂揚を示し、貴重な足跡もしたといえるが、一般的には極めて脆弱なものであった。そして、それが歪んで行きついた日本主義や国家社会主義を支えにした労働運動も決して強靱なものとはいえなかった。それと共に、石川島の例をまっまでもなく、労資一体主義や報国精神など自己犠牲的な思想による労働者掌握法も、敗戦という事態にあえなく瓦解してしまっただけでなく、労資一体のように、結局は対等の労資関係とはほど遠いものであり、その限りでは根の弱いものであったといえる。

すでに、石川島においては関東金属労働組合石川島分会が消滅した時に、近代的労資関係への道はとざされたといつてよいが、労働組合の制度としての安定化、その結果としての近代的労資関係の定着はこのような長い苦難の歴史を経験し、労働組合が法認されるにいたる第二次大戦後の時期にまたねばならないのである。

- (1) 内藤則邦前掲『鉄工業』における労務管理の形成、八四頁。
- (2) 因に工場規則の一部を記せば次のごとくである。(出典は前掲『鉄工職事情』)

第四章 賞罰

第一九条 左の項目に該当する者は審査の上臨時賞与若は増給するものとす

- 一 有益の発明及考案を為し工業上裨益を与えたる者
- 二 平素勤勉業務に励精し技能熟達一般の模範たる者

三 誠心奉仕専ら会社の利益を図り苟くも有害不利と認むる事は巨細申告之を未発に防遏したる者(以下略)

第二〇条 左の項目に該当する者は審査の上其軽重に従ひ減給若は解雇するものとす

- 一 諸規則命令に違背し又は係員其の他上級の指図に従はざる者
- 二 怠惰にして常に業務を怠らしめる者
- 三 就業中濫に職席を離れ他の妨碍を為し又は恣に退場する者

(中略)

九 係員其の他上級に対し不礼の挙動を為し又は相互に諍論闘争等不良の行為ある者

(なお原文片仮名を平仮名にかえた)

- (3) 横山源之助前掲『東京の工場地及び工場生活のパノラマ』。
- (4) 『芝浦労働』や『鉄鞭』には職長に対する不満記事が多い。また一九二〇年の芝浦製作所の争議をはじめ、争議の要求事項にもしばしばこの点がとりあげられている。
- (5) 『労働運動史研究』三三三号、二五頁、三四号、三三三頁ほか。
- (6) 大前朔郎・池田信前掲『日本労働運動史論』、五一頁に神戸川崎・三菱両造船所の職制が示されている。
- (7) 斎藤忠利氏よりの聴取。なお戦後の現業部門の職制は次のごとくである(『石川島重工業株式会社一〇八年史』、五五二頁)。
工場長——部長——(次長)——課長——(主任)——職長——班長——普通工員
- (8) 『石川島重工業株式会社一〇八年史』、三七六頁。なお原文片仮名の部分を平仮名にかえた。
- (9)(10)(11)(12) 前掲書、四〇七頁。

おわりに

本稿では、当初、戦前の東京石川島造船所における労働組合の足跡について、組織形態を中心に解明することを意図したものである。

しかし、筆をすめるうちに、そのためには組織のみならず、それをめぐる問題にもひろくふれねばならなくなり、必ずしも組織問題のみに十分な紙面をさくことができなくなってしまう。従って、組織形態に限っても十分整理をしつくしたとはいえない。とはいえ、本稿においても、造機船工労組合中心に、その生成、発展、消滅等について新たに解明された点も少くはない。同時に、これから掘りさげるべき点も決して少くはないであろう。そして、本稿でとりあげた問題をさらに整理し一般化するのもこれからの作業であると考えている。

ただ、心のこりなことは、四章に「戦前日本の労働組合——その機能と性格——」という一節を用意していたが、頁数の都合で掲載できなかったことである。戦前の組合については本論中にもかなりふれているし、この節は独立的な部分でもあるので、今回は省き、いずれ機会をみて発表することにした。

単に一企業の歴史と思っても、いざとりかかってみると、資料的に利用しうるものが少く、正確に事実を追うだけでも難事業であることに気づく。それ故に、このような小稿でも資料の点で各々専門の方々の御教示を仰がねばならなかった。斎藤忠利氏をはじめ、松尾洋氏、森長英三郎氏、それに法政大学大原社会問題研究所蔵の資料の利用にあたって便をはかって下さった二村一夫氏等にはその点謝意を表したい。

「序」でも記したとおり、本稿は一連の作業の最初の仕事であり、これからさらに研究を深めてゆく過程で、本稿も当然補正し、よりよいものに仕上げてゆくつもりである。大方の御教示をお願いしたい次第である。

研究ノート

地域区分のための主成分分析

高橋潤二郎

本稿の主要な目的は、最近、地域区分をするための効果的な統計的技術として注目を集めている、いわゆる主成分分析について、その基本的アイデアと計算過程について報告することにある。

主成分分析の手法を地域区分に適用した事例は、筆者の知る限りでは、M. J. Hagood (1943) が最初であろう。Miller Kahn や P. Greig-Smith によれば、主成分分析ないし因子分析の地域区分への適用は、植物生態学、地質学等においては既に一九五〇年代にあらわれているが、地理学の分野で、これを最も明瞭な形で紹介したのは、さうまでもなく、Berry (1961) であつた。PRZEGLAD GEO-GRAFICZNY に発表されたその論文で、彼は、地域区分の問題 regionalization problem を「より一般的な分類問題の特殊ケース」として規定し、この意味での地域区分をする過程で direct factor analysis (ここでいう主成分分析) が極めて有効であることを強調し、その適用のデモンストレーションを行っているが、地域区分という作業において、主成分分析の果たす役割をこれ程明瞭に説明したものは他にないといつてよからう。

地域区分のための主成分分析

ところで、地域区分という概念であるが、本稿では、これを次のように規定しておくことにする。即ち、

調査対象となる「全域」がN箇の「基域」に区分され、各基域毎にn箇の変量に関する観測値が得られたものとする。これら $N \times n$ 箇の観測値 X_{ij} を基礎的データとして、N箇の基域をそれより少数のK箇の同質的な「連接域」に組みわけ作業を一般に地域区分という。

ただしここで「全域」、「基域」は、夫々 Duncan, Cuzzort, Duncan (1961) の "universe of territory", "basic set of areal units" を意味するものとする。さうまでもなく、「可能なかぎり同質的な」という表現からも明らかのように、これはいわゆる同質地域に関する規定であり、又、「連接域」という表現からも明らかのように各地域に含まれる基域は空間的に連接 contiguous していなければならないという意味で、地理学において伝統的地域概念を継承するものである。

ところで、この意味での地域区分に当って基本となるのが